

人事・労務情報

2009年 11月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

『緊急雇用安定助成金』をもらいたいが、時すでに遅し…としないために。

2008年12月に新設された「中小企業緊急雇用安定助成金」は不況の中、利用企業が急増しています。この助成金が無ければ、現時点の失業率5.3%は数%高くなるとも言われています。しかし現在、この助成金の「2月危機」が囁かれています。今月はこの問題を考えます。

1. 助成金をもらう前提である、売上減少「5%ルール」はいつまで有効か？

助成金をもらうためには、職安に手続きする前の3ヶ月の売上平均が、その直前3ヶ月又は前年同期と比較して5%以上減少している必要があります。そして初回手続き時に5%減少ならば、その後に売上が回復しても1年間は助成金をもらえます。つまり「有効期限は1年間」という事になります。

2. 『中小企業緊急雇用安定助成金』に囁かれる 「(2010年)2月危機」とは？

申請が急増した2009年2月の申請企業は、2010年2月に5%減少の1年間の有効期限が切れ、改めて売上低下を判断します。しかし、売上が下げ止まっていれば、直前3ヶ月又は前年同期と比較しても売上5%減少とならず、助成金を利用できなくなります。その結果、従業員を解雇せざるを得なくなる、というのが「2月危機」です。

3. 「数ヶ月先にもらうかも知れない」という企業様は、良く注意してください！

「2008年10月のリーマンショック後、売上は低下したが、ここまでは自助努力で助成金をもらわずに雇用を守ってきた。しかし、不況が続き、いよいよ数ヶ月後には申請をするかもしれない」という企業様は、ご注意ください。2月危機の構図を思い出して下さい。すでに売上が1年以上も横這いで下げ止まっていれば、助成金をもらえる「5%以上の売上減少」を満たせません。



4. 今のうちに手続きをして、「助成金の予約」だけを行っておく方法があります。

今後に従業員を休業させる予定がある企業様は、すぐに売上5%減少となる期間を確認して下さい。1年前から売上が下げ止まっている場合、実際に休業させる数ヶ月先の時点では、売上5%減が満たせないこともあります。対策は、現時点で手続きだけ行い「助成金をもらえる権利」を1年間確保しておくということです。具体的には、まず「休業等実施計画」を提出しますが、そのタイミングや休業日の設定等にもポイントがあります。詳細は弊所（担当：田中）までお問い合わせください。

以上